

2021年度岡山弁護士会憲法記念県民集会
現代における生活保護の役割

～コロナ、貧困、生活保護裁判から考える～

2021年5月8日 岡山市民会館+オンライン
花園大学 社会福祉学部 吉永 純

1

本日のお話

- 1 コロナ禍と貧困 ～Syndemic
- 2 いのちのとりで大阪地裁判決
- 3 生活保護ケースワーカーってどんな人？
- 4 生活保護裁判の原告像
- 5 いよいよ「本丸」の闘い

2

■ **1 コロナ禍と貧困**
Syndemic

「コロナになってもならなくても死ぬ」

3

コロナ禍の特徴 ～Syndemic

- Syndemic : 同時に幾つかのパンデミックが起こるという現象 (フロリダ国際大、Matthew Marr氏)
- ➡ コロナ禍 : 感染症 + **新たな問題** (以前から存在していたが見えていなかった問題が露わに)
 - + 【米国】人種差別...
 - + 【日本】女性 (ひとり親)、若者 (学生)、外国人、フリーランス、個人事業主、非正規、低所得層...
- ➡ **低所得層ほど健康、雇用への影響、賃金減少が大きい** (逆累進的。たちが悪い)

4

新型コロナの打撃が大きい貧困層 (2020.12.3、IMFレポート)

■ウイルスに最終的に感染する割合

- 富裕世帯では10%をわずかに上回る程度。
- 貧困世帯では2年間に50%を超える。貧困世帯の死亡率が4倍ほど高い。

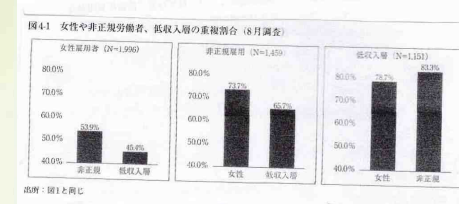
■その要因

- ①低賃金労働者の多くは(食料品店や宅配サービスといった)パンデミック下でも必要不可欠と見なされるサービスや、リモートワークを選択する余地が限られた仕事に従事
- ②貧困地区は人口密度が高い場合が多く、より感染が広がりやすい。
- ③いざという時の貯金も貧困地域の住民には少ししかない傾向があり、労働時間を減らして感染リスクを抑える可能性が限られている(自営のインフォーマル労働者など)。

(出所)<https://www.imf.org/ja/News/Articles/2020/12/03>

5

女性と非正規・低所得層との重なり



『貧困研究』25号
P8 図4-1より

■事例から

- ①Aさん：ひとり親（パート、35歳、小3長女との2人暮らし）。コロナの影響で収入減（画像編集の仕事が減りパート収入は月10万から1万円減）と支出増（3月から在宅勤務、一斉休校などで食費、光熱費が増え支出は月2万円増）で先が見えない。クリスマス伊もごちそうやプレゼントなし（朝日20.12.25）。
- ②Bさん：79歳女性、50歳代の息子（自営業、体調不安定）と2人暮らし。年金10万円/月。試食販売で8万稼いでいたがコロナで仕事が無くなり、求職中。

6

「日本の女性差別は、アメリカの黒人差別と同じだ」 (Marr氏)

■女性の自死が14.5%増 (2020年)

2020年の自殺者数は、20,919人（前年比+750人、11年ぶり増）
うち女性の自殺者数 6,976人（同+885人） 6月から7カ月連続で増加するなど過去5年で最多（21.1.22産経）

■コロナ禍で露呈した女性の困難は、就労条件、年金、子育て負担など、女性へのしわ寄せで成り。立っている日本の雇用、社会保障、社会構造に原因があることが明らかに。

【Aさん】非正規、ひとり親への所得保障の脆弱さ。

【Bさん】年金の低さによって高齢女性が働かないと生活できない現状。8050問題も。

[H30 年金事業年報・基礎
年金のみ+旧国年]→

	合 計	男 性	女 性
年金月額	51,938円	56,170円	50,605円
受給者数	696万人	167万人	529万人

7

今の国の対策でよいのか？

○延長措置等が取られてはいるが...

- ・特例貸付：申請受付期間を2021年3月から6月まで延長、償還時期に市民税非課税であれば一括して返還免除。住居確保給付金：3カ月の再支給の申請期間を、2021年3月から6月まで延長。さらに低所得の子育て世帯に対して生活支援特別給付金（市民税非課税世帯等には子ども一人あたり5万円）を支給。いずれも「期間限定」「一時金」が、返済を要する貸付であり限界あり（これらはいつものやり方）。

コロナ後に景気が回復し、市民の懐が温かくなることを前提...

→コロナを「目覚まし時計」「レントゲン」としてとらえ、「困窮そのものだけを見て、国民の権利である『健康で文化的な最低限度の生活』を保障する」ことが重要」（阿部彩）

8

■ 2

2021年いのちのとりで 裁判・大阪地裁勝訴

9

「裁判所は生きていた」生活保護基準 で勝訴、原告側喜ぶ

朝日新聞社2021/02/22 18:10



10

いのちのとりで裁判がなぜ闘われている？

■ 2013年8月から2015年4月まで実施された引下げ

- ①過去前例を見ない**最大10%に及ぶ大幅な引き下げ**
- ②生活保護利用世帯のほとんど（**96%**）が**影響**を受けた
- ③多人数世帯（**ひとり親など**）ほど**削減幅が大きい**こと
- ④**根拠があまりに薄弱**であった。

■ 引下げの最大の動機は、2012年暮れに政権復帰した自民党の公約（生活保護基準の10%削減）にあった。一方それまで生活保護基準を検討してきた社会保障審議会基準部会では引下げの議論はなかった。国は無理に無理を重ねて引下げを強行した。

■ こうした経過から、本件減額処分には、利用者の怒りが爆発し、全国で1000人の原告が28地裁 1 高裁で裁判を闘っている。

11

2021.3.22 大阪地裁判決の骨子

■ 生活保護基準改定の判断の枠組みは、「改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か」等の観点から、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべき」とした。つまり、**基準の改定は、誰もが納得する数値や専門家の知識に基づくものでなければならない**とし、判決は**都合のいい数字を使って、生活扶助額を引き下げた国の主張を退けた**。

12

ピンポイントで物価が急騰した2008年と2011年とを比較



【出所】生活保護基準引下げ反対愛知連絡会 樽松佐一氏作成

13

生活扶助CPI（消費者物価指数）によって生活保護利用者への物価影響が増幅



【出所】山田壮志郎准教授（日本福祉大学）作成

14

生活扶助相当CPI(厚労省)



【出所】生活保護基準引下げ反対愛知連絡会 樽松佐一氏作成

15

最終弁論1・YouTube

貧困概念を理解することの重要性

本裁判の重要な争点

「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か

↓
“貧困とは何か”を考える視点が重要となる

【出所】大阪弁護士「涙の最終弁論」資料より

16

貧困概念を踏まえた判断を「葬式に行けるかどうか」



【出所】大阪弁護士「涙の最終弁論」資料に追加

17

貧困観 — 3つの判決の違い

■ 20.6.25名古屋地裁

「原告らは、経済的に制約のある中で衣食住といった生活の基本的な部分や社会的活動に関して不自由を感じながら生活していることは認められるものの、他方で多くの者は食事を1日3食取っており、外食をすることもある上、食事の内容が社会的に許容し難い程度に乏しいものとはまでは認められないこと、一定の貯蓄をすることが可能な者もあること、映画、カラオケ、日帰り旅行などの娯楽や文化活動を行っている者がいることが認められる」

「1日3食取れていると証言している原告は5人中3人であるし、食事内容は、例えば、朝はパン1枚、昼はカップ麺、夕はご飯は炊くがおかずはスーパーからの安いおかずを買ってとるか、朝食は味噌汁、ご飯、鮭の切身半分程度の内容である。外食も全くない原告から、月1回、月2-3回、週1回、週2回程度までばらつきがある。原告15（65歳、視覚障害者）は、ガスコンロが壊れたときの24,000円、視覚障害者向けの読み取り機器のハードディスクが壊れた時の2万円余りの費用のために貯めていたものであり、さらに原告21（76歳）は、現在の貯金額は2万円程度であって、補聴器購入のため月3,000円程度を貯めているだけ。映画に行っていると証言した原告5は、証言した2019年10月24日までに、2019年はシルバー料金で1回行っただけである（調書9頁）。カラオケに行ったと証言した原告21も月1回程度のカラオケである

18

■ 21.3.29札幌地裁

「社会的文化的活動に関しても経済的支出と伴うことから、知人との付き合いが疎遠になったり、冠婚葬祭に出かけられなかったり、音楽会や映画等の娯楽や文化的活動が思うに任せなかったりする状況がうかがわれる一方、新聞を購読したり、カラオケに行ったりする機会を有している者もいる。」

■ 21.2.22大阪地裁

「このような変化率（物価下落率4.78%）を用いて生活扶助基準額を改定するという判断は、一般的世帯の消費構造よりも被保護者世帯のそれの方が物価の下落による実質的な可処分所得の増加という影響を強く受けていること（最低限度の生活を営むのに要する費用の減少割合が一般的世帯の消費支出の減少割合よりも大きいこと）を前提とするものというべきであるが、これを裏付ける統計や専門家の作成した資料等があるという事実はうかがわれない。」

「生活扶助相当CPIの大幅な下落の最大の要因は、教養娯楽の費目、とりわけ教養娯楽用耐久財（テレビ、ビデオテープレコーダー、パソコン等）の物価の大幅な下落である。しかるに、社会保障生計費調査の結果等によれば、被保護世帯においては、教養娯楽に属する品目に対する支出の割合が一般世帯よりも相当低いことがうかがわれる。生活扶助相当CPIの下落率が消費者物価指数のそれよりも著しく大きくなった要因としては、教養娯楽に属する品目についての物価下落の影響が増幅されたことが重要である」

19

■ 3 ケースワーカーってどんな人？

20

「普通のケースワーカー像」

- 生活保護の目的（最低生活＋自立助長）達成を職務とする公務員（**家庭訪問、面接、調査**を行う権限を有するケースワーカー。社会福祉法15条、16条）
- 資格・専門性（「**福祉のプロ**」か？）（出所）厚労省「福祉事務所現況調査」2016年
 - ・職員配置（市部、80保護世帯に1人配置する必要）⇒充足率89.5%、1978人不足、**89世帯/1 CW**
 - ・資格 社会福祉主事（文系の大卒で指定された「3科目」を履修していれば取れる）**82%**
社会福祉士（社会福祉の国家資格。有資格者22万6千人〔H30年〕）生保CW2,458人・**13%**
 - ・経験 **3年未満** 市部 **61.5%**
 - ・しかし、保護の実施要領（通知集）900頁超え。生活問題の複雑化（依存症、発達障害、引きこもり等）、一方で国からの管理強化（法63条、78条の厳格化など）が浸透。
- 知らず知らずのうちに、**利用者を疑いの目**で見えてしまう。「**不正受給監督ワーカー**」になりがち。悪くすると「**絶対権力者**」（小田原市「生活保護行政のあり方検討会報告書」）になる恐れ。

21

CWの専門性を確保し、利用者の寄添う支援を保障するには？

- 専門性の確保 ⇒自治体による福祉職採用・異動・配置・処遇等の改善
- 権利擁護の仕組みづくり⇒オンブズマン、代弁者、審査請求による是正
- 生存権を守るCWになるには（研究会活動などによる生活問題の支援方法を学び、専門性を深め、維持することが必要）
【最低生活費で生活してみたら...1988年、21家族52人が挑戦】（別紙）
⇒「**現代版 生かさず殺さず**」だった！
【最低生活体験の記録を分析し卒業論文にした大学生】
⇒ ①**3キロ体重減**、②「**精神的に苦しい**」（付き合いができない。いつもお金のことばかり考えないといけない...）

22

4 生活保護裁判の原告像

訴訟	原告	論点	地裁	高裁	最高裁	成果
林訴訟	林勝義さん	ホームレスと生活保護 稼働能力 「『（福祉事務所から） 動けんようになったら、面倒みてやる 』と言うなんてもってのほかです、働いてからやったら遅いんです。」	○名古屋 H8.10.30	×名古屋 H9.8.8	×	ホームレス自立支援法 生活保護運用改善
中嶋訴訟	中嶋明子さん	保護費の使途 高校等の学費 「私は、父から亡くなった母の苦労が報われるため、同じ境遇の人のことを考えて訴えを起こしたと聞いています。」	×福岡 H7.3.14	○福岡 H10.10.9	○H16.3.16	高校等就学費の創設
高訴訟	高信司さん	心身障害者扶養共済年金 の収入認定 介護費用の特別基準	○金沢 H11.6.11	○名古屋 H12.9.11	○H15.7.17	同年金を収入から除外
佐藤訴訟	Sさん	障害者の自動車保有 「 親が自分のために掛けてきた年金がなぜ収入となり保護費が減るのか 」	○大阪 H25.4.19	—	—	自動車保有の論点を深めた。
岸和田訴訟	岸和田さん	稼働能力 「 長男が親の体を思ってたって買った自動車をなぜ使ったらいけないのか 」 「 なぜ福祉事務所は生活保護を活用して支援してくれなかったのか 」	○大阪 H25.10.31	—	—	稼働能力について 具体的規範の確立
生存権	松島松太郎さん	老齢加算・母子加算の廃止 「 健康で文化的な最低限度の生活とは何かを問いたい 」	×	△	×	母子加算復活
朝日訴訟	朝日茂氏	生活保護基準 「 兄が重症の弟に栄養品の一つも食べさせようとしない、苦しい生活の中から無理して送金してくる千五百円を、六百元だけしか本人に渡さず、九百円を国庫に取り上げるとは血も涙もないむごい仕打ち 」／「 法律は人間の幸福を破壊するためにあるのか 」／「 私の怒りは、決して私一人だけの怒りではない 」	○東京 s35.10.19	×東京 S38.11.4	×S42.5.24	基準大幅引き上げ

24

生活保護裁判の原告に共通するもの

- **人間としての誇り**をないがしろにされた、傷つけられた（共通）。
- **家族の情愛**を無視された（中嶋、高、佐藤）
- 生活保護は**何のため**にある？（中嶋、岸和田、生存権）
- 「**地の塩**」というべき人々ではないか。

25

■5 生活保護にとって2021年は 「本丸」との真向勝負の年

26

大阪地裁判決の意義（「本丸」での勝利）

■生活保護基準を問う裁判の特徴（難しさ）

	個別事件	基準
被害	保護申請却下、停廃止等による被害（わかりやすい）	貧困そのもの（「わかりにくい」）
争点	個別の運用	国の基本政策
相手方	福祉事務所長	厚生労働大臣
影響範囲	（差し当たり）原告	ほぼ保護利用者全員
影響額	精々200万円...、慰謝料 10万円...	2千～3千億円

■朝日訴訟（1960年）との相違

	朝日訴訟	今回の裁判
貧困	「縮小」傾向	拡大傾向
政策の局面	基準上昇局面	基準引下げ局面
原告	朝日茂さん一人	原告1000人

27

厚生労働省ホームページ(20.12.22新設)

生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。

生活保護の申請について、よくある疑問

- ・扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。
- ・住むところがない人でも申請できます。
- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。
- ・持ち家がある人でも申請できます。
- ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。
- ・必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

28

【扶養照会NO！の声を表明しましょう】(稲葉)

■厚生労働省は3月末、福祉事務所職員の実務マニュアルである「生活保護手帳別冊問答集」の記載を変更しました。

その内容は、生活保護を申請する人の意向を尊重する方向性を明らかにし、**本人が扶養照会を拒む場合には、「扶養義務履行が期待できない場合」に当たる事情がないかを特に丁寧に聞き取る、という運用**を求めるものです。

これにより、親族に問い合わせが行くことを拒否したい人は、申請時に「拒否したい」という意思を示し、一人ひとりの親族について「扶養照会をすることが適切ではない」または「扶養が期待できる状態にない」ことを説明すれば、実質的に照会を止められることになりました。

この通知を最大限活用するため、生活保護問題対策全国会議とつくろい東京ファンドは、扶養照会を回避するためのチェック式の申出書式を作成しました(別紙)。ぜひ各支援現場で、ご活用ください。

生活保護利用の阻害要因に関するアンケート調査(東京つくろいファンド、20～21年末年始、相談者165人へのアンケート)

■20～50代に限定すると、77人中33人(42.9%)が「**家族に知られるのが嫌だから**」利用していない。

【扶養調査の実態】

■年換算46万件に及ぶ保護申請時の扶養照会により**金銭的な扶養が行われることになった保護開始世帯の割合は、わずかに1.45%**(2017年国調査)。

実質的には生活保護を利用しにくくする「壁」。

×自己責任の果ての生活保護ではなく、 → **権利として、使いやすい生活保護へ**

■申請 **オンライン申請**を認めさせる(ファックス申請はOK(厚労省))、

フミダン：<https://fumidan.org> 生活保護申請書のPDFを作成し、PDFをプリントアウトできるアプリ。自身で福祉事務所に提出する。東京23区はアプリからFAX申請可

■**扶養調査**を止める(前のスライド)

■生活用品としての**自動車**を認める(特に地方では自動車は生活の足)

■**貯金**を最低生活費の3倍程度まで認める(単身30万～40万円)

■生活保護世帯からの**大学進学**等を認める(高卒後の進学率は8割近い)

【必携】「女性セブン」2021年4月29日号「生活保護をもらおう【保存版】」(別紙)

公的扶助研究全国連絡会 公的扶助研究

1988. ⁹/₁₀ No 127

東京都千代田区蔵が関 3-3-2
新蔵が関ビル

全国社会福祉協議会内
公的扶助研究全国連絡会

ニュース編集部

振替口座 東京 4-166123

最低生活保障水準で暮した一ヵ月 (生活保護基準)

京都市福祉事務所 23 人のワーカ―とその家族の体験記

吉 永 純

(京都市右京福祉事務所)

<はじめに>

私たちの職場では、組合の民生支部福祉事務所評議会を中心に、この 4 月生活保護基準で 1 ヶ月を生活してみるという「最低生活体験」の取り組みを行い、21 世帯（組合員 23 名、家族含め 52 名）が挑戦しました。

そもそもこういう取り組みをやりようとした動機ですが、第 1 に現在市職労全体として最低賃金改善の取り組みを重点課題としていることがあります。最低賃金の改善なくして公務員賃金の改善、民間の賃上げもあり得ないという立場で、昨年 11 月には 66 名の組合員が最低賃金生活体験に挑戦し、現行最低賃金が食べることもままならぬに低い水準であるかを自らの体験によって実証しました。最低生活基準は最低賃金と同様日本のナショナルミニマムを形成していますが、はたして「人たるに値する生活」、「健康で文化的な生活」を保障しているかどうか、これを福祉労働者である私達が自ら体験してみようではないかというのが最初の動機です。

また第 2 には、最近の保護基準抑制政策への疑問です。毎年の改定率は、水準均衡方式に変

わって以降年々減少し、今年にいたってはわずか 1.4 % という過去最低のものとなっています。この前提として、保護基準はそこそこの基準になっているという認識が存在しています。この認識が、「基準以下で生活している人もたくさんいる（このこと事態は事実ですがこれは漏給としてむしろ問題にすべきもの）から、保護基準を割っていても廃止できる」「（根拠のない）推定認定をしてもかまわない」「基準以下でも保護申請を受理しなくてもよい」というような様々な権利侵害の背景にあるのではないのでしょうか。ほんとうに「そこそこの水準」といえるのかどうか、この点への疑問が次の動機です。

第 3 には、自ら最低生活を体験することによって、被保護者の生活上の悩みもよく理解できるし、相手の立場に立った処遇も可能になるのではないかと考えました。

以下の記録は、いずれも苦しかった体験期間中を振り返っての涙と笑いの体験記録となっています。現行生活保護基準が食べることは何とかなってもそれ以上の余裕が全くないことなど、とても長く思えた一ヵ月です。

義務的出費でバンク……

梅 本 政 雄
(上京福祉事務所)

○最低生活費

夫=38才 妻=39才 長女=12才

長男=9才の4人家族

211,520円(基礎控除込み、住宅扶助なし)

○1ヶ月の支出内容

・支出総額 229,917円(赤字18,397円)

・内訳 食費 91,440円(39.8%)

教育費 39,110円(17.0%)

交通費 200円(0.1%)

衣料費 680円(0.3%)

光熱費 17,762円(7.7%)

通信費 3,220円(1.4%)

教養・娯楽費 24,280円(10.6%)

雑費 25,015円(10.9%)

交際費 28,210円(12.3%)

○感想

・外食なしでスーパーで食料品買い出しばかり。本は全く買わず。服はいつも買っていない。赤字の原因は、教育費。酒、食料品で一部買だめしたがだめだった。節約しようと思ったが義務的な出費ばかりでバンクする。社会的出費(教育費、交際費)や、目に見えないこまごました費用がすごく高い。最低生活費は、金額だけみると多そうだが実態は少ない。夫のみの収入では別に住宅ローンもあるので絶対に生活できない。

※医療費(保険がきく分のみ)、保育料など生保世帯では無料なので支出項目から外しています。通勤交通費も同様。住宅ローンも外しています。

最低生活は、タカリの精神を生む……

斉 藤 泰 樹
(元南福祉・現保護課)

○最低生活費

世帯主 28才男子のみ

112,150円(基礎控除、住宅扶助費込み)

○支出内容

・支出総額 130,183円(赤字18,033円)

・内訳 食費 28,734円(22.1%)

住宅費 35,630円(27.4%)

交通費 7,550円(5.8%)

衣料費 0円(0.0%)

光熱費 7,890円(6.1%)

通信費 2,170円(1.7%)

教養・文化費 5,900円(2.2%)

娯楽費 17,300円(13.3%)

交際費 25,000円(19.2%)

○感想

・新聞二紙をやめ、新聞一紙のみにした。衣類は全く購入できず。レコード・本も同様。映画は一回のみ。外出の際は極力市バスを使用。公団で風呂付きだったため助かる。赤字の原因は交際費(結婚祝い2万円。親睦会費、自治会費等)、組合活動に伴う諸経費(交通費、外食代)等。生活パターンが単調になり、文化的生活は全く無理。交際費は、社会生活を営んでいる以上削れない。組合も春闘で忙しく節約不可。こんな生活を続けていると知人に迷惑をかける。あまり一緒に飲みにいけず、誘われても断らねばならない。さみしい。「最低生活やっているから」と話すと、おどってくれる。タカリの精神が自然に備わってくるのではないかと不安がついてくる。

交際費のオンパレードが4月に集中し、破綻……

今 井 章
(醍醐福祉事務所)

○最低生活費

夫=38才 妻=42才 長男=10才

次男=8才の4人家族

200,740円(基礎控除込み、住宅扶助なし)

○支出内容

・支出総額 228,035円(赤字27,295円)

・内訳 食費 113,482円(49.8%)

教育費 25,500円(11.2%)

交通費 9,592円(4.2%)

衣料費 0円(0.0%)

光熱費 22,781円(10.0%)

通信費 6,160円(2.7%)

教養・娯楽費 8,850円(3.9%)

雑費 6,670円(2.9%)

交際費 35,000円(15.3%)

○感想

・衣類は一切購入せず。家族での外食もなし。書籍購入も最低限のみ。映画・音楽・美術といった文化的支出いっさいなし。赤字の原因は交際費。結婚祝い、香典、同窓会、出版記念会と交際費のオンパレードが4月に集中。支出の15%を占めた。育ち盛りの子供がおり、食事代圧縮できず。交際費も最低生活やっているからといって削れるものではない。交際費は、生保世帯でも一定の社会生活を営んでいれば当然必要な出費と思うが、保護基準内で支出を押さえようとすれば、よほど他の費用を押さえないと無理。

粗食に耐えた1ヵ月間……

吉 永 純
吉 永 博 子※
※(西京福祉事務所)

○最低生活費

夫=32才 妻=34才 長女=4才の3人家族

151,320円(基礎控除込み、住宅扶助なし)

○支出内容

・支出総額 163,079円(赤字11,759円)

・内訳 食費 49,418円(30.3%)

医療費 9,245円(5.6%)

交通費 4,620円(2.8%)

衣料費 1,800円(1.1%)

光熱費 10,043円(6.2%)

通信費 5,840円(3.6%)

教養・文化費 15,480円(9.5%)

娯楽費 14,800円(9.1%)

雑費 10,323円(6.3%)

交際費 41,510円(25.5%)

○感想

・食費は削れるだけ削る。かしわ中心。増えた納豆・豆腐。家での昼食はインスタントラーメンかコロケのみ。赤字確定した26日以降は0円支出となりひたすら冷蔵庫の残飯整理に徹する。子供の友達が遊びにきても出すお菓子がなく、友達が自分のうちから子供4人分のお菓子とヤクルトをもってきてくれた。上司からの野菜の差し入れがどんなに嬉しかったことか。衣料品買えず。クリーニングも出せず。赤字の原因は交際費。人並みのつきあいをしようと思えば必ず足が出る。やはり最低生活の一番の大敵は冠婚葬祭。

・最低生活が終わった途端に、パーマ代5,800円、化粧品4,500円、バイク修理代4,500円、等。

＜まとめ＞（共通点）

(1)食費

→他の支出に比べ削りやすいため、しわよせが食費にいく傾向がある。外食は極力控える。安くて栄養のあるものと頭を悩ますが、どうしても単調な内容となる。冷凍物が増え、栄養面でも不安が残る。

(2)衣類

→全く購入していない世帯が多数。体験が1ヶ月だったため購入しなくてすんだが、長期にわたるとそうもいかない。クリーニングも同様。

(3)教養・文化費

→本・レコード等の購入はほとんどできない。レジャーを楽しむ機会が少なくなり、文化的生活からはほど遠い。

(4)教育費

→保護基準との格差が一番大きい出費。現行の教育扶助基準はまさに焼石に水。子供が中学になればますますギャップは広がると思われる。教育扶助の出ない高校の場合、相当の厳しさであろう。

(5)交際費

→仕事や社会的生活を送っている以上、削れない半強制的出費。これがなければ最低生活もなんとか乗り切れると思う反面、人並みのつきあいをすれば必ず足が出る。生保世帯の場合、その生活圏を縮小せざるを得ず、小じんまりとした生活を強いられていることがはっきりした。

(6)貯蓄などのストック部分について

→生活していく上で、思いがけない出費や緊

急にどうしても出さなければならない出費は避けられない。そのようなときのために普通は貯えをしておく。しかし体験でも明らかにように保護基準ではそのような余裕は全くと言ってよいほどない。高校進学費用、耐久消費財の買い替え、家屋補修費なども日頃からの貯えが必要であるが、これらの捻出もかなり苦しい。一時扶助などの積極的活用が望まれるところである。

以上、組合員の皆さんの貴重な体験によって現行保護基準が、現代版「生かさず殺さず」であることがはっきりしました。最低生活基準の改善めざすとりくみが大いに求められるところです。

最後に一言。組合員の中から「基準が低いのはわかったが保護を受けているのだから仕方がないのではないか」という声や、「基準を引き上げたら僕らの賃金と変わらんようになってしまう」という声がありました。

前者の意見についていえば、保護基準は確かに最低生活ではありますが「健康で文化的な」という重要な形容詞がついた最低生活なのです。今回の体験はこの「健康で文化的な」という意味で現行の基準の劣悪さを実証するものでした。

また、後者の意見について言うと、それは公務員の賃金の低さが原因なのです。家族数によっては、ボーナスを除いた月々の手取り額と保護基準がそう変わらない例も多々あります。そして、保護基準だけ上がって公務員賃金が上がらないということはありません。保護基準、最低賃金、公務員賃金は、常に連動しており、密接な関係にあるのです。

年 月 日

扶養照会に関する申出書

福祉事務所長 殿

氏 名 _____

- 1 私には、以下の扶養義務者がいますが、扶養照会は、しないでください。

〈実在する扶養義務者（同居していない親族）と私との関係〉（✓をつけてください）

☐婚姻関係にある配偶者 ☐中学3年以下の子の親（離婚した元配偶者等）

☐父 ☐母 ☐子 ☐祖父 ☐祖母 ☐孫 ☐兄弟姉妹

- 2 1の詳細と扶養照会をして欲しくない具体的理由は別紙のとおりです。

- 3 なお、私には、仕送りしてくれる可能性が高い「おじ・おば、甥・姪」はいません。

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしてはならないことになっています【別冊問答集問5-1】。

- ① 夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者、その他当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者【課長通知第5問2③】

以下の場合、福祉事務所は扶養照会をしなくてよいことになっています【別冊問答集問5-1】。

- ② 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（家庭の主婦など）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、これらと同様と認められる者【課長通知第5問2①】
- ③ 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば10年程度）音信不通、その他要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者【課長通知第5問2②】
- ④ 上記のほか、扶養義務履行（仕送り）が期待できない者

この申出書は、生活保護を申請するあなたの扶養照会についての意向を明確にするためのものです。それぞれの親族が仕送りしてくれる可能性があるかどうかを、別紙のシートにご記入の上、セットで福祉事務所職員にご提出ください。

